

昔は「山が高ければ谷が深い」とか、最近では「山が長ければ谷も長い」と言われます。山とは景気であり、谷とは不況のことです。

ここ数年の好景気は大企業、輸出入景気であって中小零細業、地方産業は中国等からの輸入品によってデフレ不況にあえぎ、立ち直れないままスタグフレーションを迎えています。

年間倒産は1万4千社を超え、廃業は35万社と言う未曾有の時代を迎えています。

バブル前の自殺者は2万人でしたが、不況のせいと思いませんが近年は3万2千人の多くの方が亡くなっておりま

す。先日館山で人権擁護委員をしている友人との会話をご参考になればと書いてみました。

バブルがはじけて以来、投資や資産が暴落したり、事業が少子化、大型店あるいは技術変革や構造、法則の急激な変化に対応できなかつたり、保証、町金融によって築き上げて来たものをすべて失ってしまうことがあります。

こんな時、よき相談相手、友人を持っているかいないかが人にとって成否の分かれ目です。

日本の法律ではこうした場合一生債務に縛られず再出発、救済される方法があります。

それは「自己破産」です。

自己破産とは、債務があるのに支払の資金繰りが全く立たない場合に債務者は自身で裁判所に出向して、事情を説明して裁判所から破産宣告を決定してもらいますと裁判所が破産管財人におおかた弁護士の先生を選任してくれます。

管財人は破産者の財産を処分し、その代金を債務者に公平に分配配当する役目をしてくれます。

しかし財産が初めからない時には裁判所は「同時廃止」という破産宣告決定の手続きをもって終了させてくれます。破産にもメリットとデメリットがあります。

<<メリット>>

①破産宣告後は、債権者から個別の取り立てや訴訟はありませんので責められる苦しさから避けることができます。

②破産手続が終了すれば「免責」が決定するので、債務がすべてなくなり、再起チャンスも生まれます。

<<デメリット>>

①経済的信用は全くなりません。

②破産後は会社の取締役、弁護士、公認会計士の資格はなくなります。

③裁判所には常に説明の義務があり、これは守らなければなりません。

④郵便物等は管財人が先ず、開封閲覧しますのでプライバシーの制約を受けます。

②については免責決定後には資格は回復します。③、④については破産手続が終わればなくなります。

尚、自己破産しても選挙権をなくしたり、戸籍に記載されることはありません。

自己破産を申し立てるには、裁判所、弁護士に支払う費用がかかります。

こういう事を書いたのは交通事故と同じように、こちらが気をつけていても思わぬ加害者に遭遇することがありますので…

先手先手で対処できるよう、日頃から本音を話せる良き相談相手を持たれて下さい。